

第2章 教育行政の基本方針

1 教育行政の基本方針

本市の教育行政全体の振興を図るための基本理念として、心の教育を重視したそうじゃ教育大綱「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」を目指すべき子供像とした、第3次総社市教育振興基本計画に掲げる事項を総合的に取り組む。

2 教育行政の基本方針の体系図



基本方針	施策
基本方針1	規範意識と思いやりの心を育てる
	施策1-1 心の教育，不登校対策
	施策1-2 人権教育の推進
	施策1-3 郷土愛の醸成
基本方針2	学ぶ力と創造性を育てる
	施策2-1 授業改善・学力向上
	施策2-2 学校教育の情報化の推進
	施策2-3 教育特区の取り組みと人口減少地域の教育の充実
	施策2-4 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援
	施策2-5 公立夜間中学設置の推進
基本方針3	健やかな体で学ぶ意欲を育てる
	施策3-1 健やかな体の育成
	施策3-2 学校園給食・食育の充実
基本方針4	家庭と地域の教育力を高める
	施策4-1 家庭教育の支援
	施策4-2 地域教育力の向上
	施策4-3 学び直しの推進
	施策4-4 読書活動の推進
基本方針5	学びを支える環境をつくる
	施策5-1 教職員の人材育成
	施策5-2 各校園連携の推進
	施策5-3 社会福祉協議会・大学等関係機関との連携強化
	施策5-4 教育施設等の整備
	施策5-5 部活動改革の推進
	施策5-6 待機児童ゼロに向けた教育保育の充実

3 基本方針とその実現のための施策

基本方針Ⅰ：規範意識と思いやりの心を育てる

【施策Ⅰ－Ⅰ】心の教育，不登校対策

① 方針

- (1) 道徳教育の推進
- (2) 「ピア・サポート」「SEL（社会性と情動の学習）」「協同学習」「品格教育・PBI S」の推進
- (3) 自他を尊重するとともに思いやりの心を育む
- (4) 週3日欠席した場合の取組の徹底及び長期欠席，不登校児童生徒への組織的な対応の推進

② 主な事業や今後の取組

- (1) 「だれもが行きたくなる学校づくり」の4つのプログラム「ピア・サポート」「SEL（社会性と情動の学習）」「協同学習」「品格教育・PBI S」を柱として，コミュニケーション能力を高める取組を行うとともに，幼児期から人間関係づくりや仲間づくりの学びの場を充実させます。
- (2) 週3日欠席した場合の家庭訪問の実施など，長期欠席の未然防止に向けた取組を強化するとともに，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，関係機関との連携によるチーム支援を行います。
- (3) 「だれもが行きたくなる学校づくり」の取組や道徳教育などの学びを通して自己を見つめ直し，自分の良さに気づく力の育成を目指します。
- (4) 道徳教育や人権教育等の各種教育，「だれもが行きたくなる学校づくり」等の教育活動の充実を図り，「自他を尊重するとともに思いやりの心を育む」心の教育を推進します。

【施策Ⅰ－Ⅱ】人権教育の推進

① 方針

多様性を認め合い，お互いを尊重し支え合いながら共に生活する社会を目指した人権教育の推進

② 主な事業や今後の取組

- (1) 「だれもが行きたくなる学校づくり」の取組を活用しながら，教育活動全体を通じて，学校園での人権教育の充実を図ります。
- (2) 教職員研修を実施し，人権教育を推進していくための資質と指導力の向上を図ります。
- (3) 学校園・家庭・地域等において，人権問題についての理解と認識を深め，人権感覚と実践的な態度を身に付けることができるよう，ニーズに対応しながら，様々な人権課題をテーマとした研修講座を実施します。
- (4) 社会情勢の変化に対応し，性教育や性的マイノリティ等の課題についても取り上げ，社会の理解を深めていきます。

【施策Ⅰ－Ⅲ】郷土愛の醸成

① 方針

郷土の歴史や文化の学習を通し，郷土を愛し将来地域社会に貢献する意識の醸成

② 主な事業や今後の取組

- (1) 令和6年4月1日に改定した、総社市教育研修所社会科班作成の「わたしたちの総社」を活用し、郷土に対する知識と愛着を高めます。
- (2) そうじゃ教育大綱「総社を愛す子供」の育成に向けた各校の取組を継続的に行い、各教科、総合的な学習の時間において地域学習の充実を図るとともに、地域ボランティアなど地域の方と関わり合う教育活動を推進します。特に総合的な学習の時間においては、課題解決型学習により子どもたちが主体的に地域とかかわることができる学習活動を推進します。
- (3) 市内幼小中義務教育学校の新採用教諭に対して、郷土の歴史や文化に関わる研修を実施することで人材の育成に努めます。
- (4) 地域で働く人や特産物等を題材とした学習活動を進めるとともに、地域における職場体験の充実を図り、地域とつながりながら将来の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。

基本方針2：学ぶ力と創造性を育てる

【施策2-1】 授業改善・学力向上

① 方針

- (1) 知識・技能の確実な習得と、それらを活用して特に思考・判断・表現する力の育成に力点を置いた授業実践による確かな学力の向上
- (2) 1人1台端末を効果的に活用し、児童生徒が主体的に学習活動に取り組む授業実践

② 主な事業や今後の取組

- (1) 全国及び県学力・学習状況調査を基に市全体の実態を分析し、児童生徒が分かる授業、主体的に学べる授業、授業とつながる家庭学習の実践に向けて情報提供します。
- (2) 授業公開や研究協議により、授業研究の充実と指導力向上を図ります。
- (3) 主体的学びの基盤作り事業をはじめとした地域人材を活用した学習支援の積極的な活用を図ります。
- (4) ICT支援員の活用を推進し、校内研修を充実させたり、市内での活用事例を共有したりすることで、授業等でICTを効果的に活用できるように研究・工夫します。

【施策2-2】 学校教育の情報化の推進

① 方針

- (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成、及び、教職員のICT活用指導力の向上に向けた取組の推進
- (2) 教育活動の充実、及び、校務の改善に向けたICTの環境整備の推進
- (3) 学校と家庭の連携による情報モラル教育の推進

② 主な事業や今後の取組

- (1) 授業において1人1台端末を活用する機会を増やし、授業のねらいに合わせて効果的に活用するとともに、特別な支援を必要とする子どもにきめ細かな指導が行えるように研修等を実施し、教員の授業力向上を図ります。
- (2) デジタル教科書の導入に伴い、紙とデジタルを目的に応じて効果的に活用できるように、情報提供等を行います。
- (3) 情報モラルに対する子どもの意識を高めるため、年間指導計画に沿った系統的な取組を行います。

- (4) 情報セキュリティ対策を適切に行うとともに、個人情報の保護や情報セキュリティ、著作権への理解を深めるため、研修や情報提供等を行います。
- (5) 子どもたちが個々の目的に応じて ICT を活用することができるように、1人1台端末の家庭学習での活用を推進します。
- (6) こどもや保護者に対して、携帯電話や SNS の正しい使い方や、健康への配慮について啓発していきます。
- (7) ネットワーク環境や校務支援システム等の改修・更新を行ったり、欠席連絡や家庭への配付物のペーパーレス化を図ったりするなど、ICT を活用した校務の改善を進め、教職員の負担軽減を図ります。
- (8) ICT 支援員による支援体制を継続することで、教職員の ICT 活用指導力の向上と校務の改善を進めます。
- (9) 不登校、病気療養、障がい及び日本語指導を要する等により特別な配慮が必要な子どもに対して、本人や保護者と相談しながらよりよい活用方法を検討し、目的に応じて効果的に ICT を活用できるようにします。
- (10) 1人1台端末を子どもの心身の状況把握や教育相談等に活用し、いじめ、不登校等の未然防止や早期発見等につなげます。

【施策 2-3】 教育特区の取組と人口減少地域の教育の充実

① 方針

- (1) 人口減少地域の学校における特色ある教育の推進
- (2) 幼稚園併設型義務教育学校の設置と教育活動の充実

② 主な事業や今後の取組

- (1) 教育特区のそれぞれの学校園で英語・音楽・体育など特色ある教育活動を引き続き推進するとともに、市外・学区外へ一層周知を図り、より多くの子どもに教育特区の教育を受ける機会を提供します。
- (2) 幼稚園併設型義務教育学校・幼稚園（昭和五つ星学園）では 12 年間を通した教育目標や教育課程を編成することで一貫した教育を行います。
- (3) 教育特区以外の小規模校においては、地域と連携し、特色ある学校づくりを推進するとともに、取組や教育活動を広く発信し、児童生徒数の平準化に向けた取組を進めます。

【施策 2-4】 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

① 方針

- (1) インクルーシブ教育の充実
- (2) 学校園と保健・福祉関係機関との連携の推進
- (3) 特別支援教育推進センターのセンター的機能の充実

② 主な事業や今後の取組

- (1) 子ども一人ひとりの教育的ニーズに即した支援と就学指導のさらなる充実を図るため、特別支援教育推進センターを軸とした教育相談・巡回訪問等を一層充実させます。
- (2) 障がい者基幹相談支援センター、児童発達支援センター（はばたき園）、こども課等と連携し、教育と福祉による相談支援体制のもと、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への包括的な支援を実施し、体制を強化していきます。
- (3) 保護者が孤立することがないように、相談先として親の会や特別支援教育推進センター等の相談窓口について周知し、充実させます。

- (4) 教育委員会及び特別支援教育推進センターが実施する研修により、インクルーシブ教育、合理的配慮、適切な学びの場への理解を深め、共生社会の実現への意識を高めます。各校園の特別支援教育コーディネータ等への研修をさらに充実させ資質の向上を図ります。
- (5) 中学校・義務教育学校後期課程での通級指導体制の充実を図ります。

【施策2-5】 公立夜間中学設置の推進

① 方針

- (1) 公立夜間中学のニーズの把握
- (2) ニーズに応じた設置の検討

② 主な事業や今後の取組

- (1) 市民を対象として、公立夜間中学校設置のニーズ調査を行います。
- (2) ニーズ調査の結果を踏まえ、岡山県教育委員会や近隣市町村と協議し、研究を進めます。

基本方針3：健やかな体で学ぶ意欲を育てる

【施策3-1】 健やかな体の育成

① 方針

- (1) 体力の向上を目指すとともに、体を動かすことを楽しむ子どもの育成
- (2) 自己の課題（目標）を見つけ、粘り強く取り組むことができる学校体育の推進
- (3) 心と体の健康について考える保健教育の充実
- (4) 大学との連携等によるスポーツ・表現活動を通じた心身の健全な発達

② 主な事業や今後の取組

- (1) 体力の向上を目指すとともに、体を動かすことを楽しむことができる子どもの育成のために、小学校・義務教育学校前期課程では授業や休み時間等日常の様々な場面で体を動かす機会を増やし、中学校・義務教育学校後期課程においては、保健体育の学習を通して運動や健康についての知識・理解を深めます。
- (2) 大学との連携や外部講師を派遣した授業研究を行い、魅力ある体育の授業づくりを目指します。
- (3) 幼児期運動指針をもとに幼稚園・認定こども園の環境を充実させ、体を動かすことを楽しむ幼児の育成をめざします。
- (4) 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校において、家庭への啓発や子育て相談を行い、健康的な生活リズムの定着を進めます。また、保護者会や通信等を通じて、朝食等の摂取の重要性を幼児児童生徒や保護者に啓発します。

【施策3-2】 学校園給食・食育の充実

① 方針

- (1) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができる食育の推進
- (2) 和食のよさや伝統的な食文化、行事食を伝承
- (3) 学校園給食における総社産品の利用率向上と、生産者への感謝の気持ちを醸成
- (4) 幼稚園給食の実施

② 主な事業や今後の取組

- (1) 食に関する指導の全体計画を作成し、学校園全体で食育を確実に実施することができる体制を構築します。

- (2) 栄養教諭等，養護教諭，担任等が連携し，食に関する指導を実施し，食育の充実を図ります。
- (3) 地場産物を取り入れた和食を中心とした学校給食を教材に，伝統的な食文化等を学ぶ機会を充実します。
- (4) 幼稚園給食により幼児期から食育を充実させることで，小学校・義務教育学校給食へのスムーズな移行を促します。

基本方針４：家庭と地域の教育力を高める（※スポーツは事務移管）

【施策４－１】 家庭教育の支援

① 方針

子どもの基本的生活習慣の確立

② 主な事業や今後の取組

- (1) 「岡山県 ぱっちり！モグモグ 生活リズム向上キャンペーン」と連携しながら，学校園ごとに取り組を実施し，その成果を振り返る機会を設けていきます。
- (2) 「親育ち応援学習プログラム」を活用して，乳幼児期から青年期までの子どもを持つ親も含め，子育てに関わる全ての人たちのための研修会を開催していきます。
- (3) 家庭と学校が連携してメディアコントロールに取り組み，家庭での学習時間の確保や充実を図ります。

【施策４－２】 地域教育力の向上

① 方針

- (1) 地域教育力の向上（地域と学校の協働の推進）
- (2) 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置の拡大

② 主な事業や今後の取組

- (1) 各学校園のボランティア登録者数を維持するとともに，保護者のボランティアや，学校園を卒業した後の保護者ボランティアの登録を増やしていくように努めます。
- (2) 学校運営協議会設置に向けた研修を学校と地域で実施していきます。
- (3) 地域と学校の連携に努め，地域全体で子どもの育ちを支えます。

【施策４－３】 学び直しの推進

① 方針

そうじゃ「夜間中・学びの教室」の推進

② 主な事業や今後の取組

- (1) 学び直しのニーズ調査を，継続的・系統的に実施していきます。
- (2) ニーズに応じた学習内容が提供できるよう，グループでの学習環境の整備・学習体制の充実に努めていきます。
- (3) 個別面談・教育相談を定期的に行うことで，受講者の思いや要望を随時把握し，事業運営に反映します。

【施策4-4】 読書活動の推進

① 方針

読書活動を通じて人生を豊かに生きる子どもを育成

② 主な事業や今後の取組

- (1) 小学校・義務教育学校・幼稚園・認定こども園による図書館見学を推奨し、読書に親しむ機会を提供します。
- (2) 子どもを対象とした絵本の読み聞かせ等のイベントを開催し、本を身近にあるものにしていきます。
- (3) 学校教育の中で、魅力ある図書を選定し広め、子どもの読書への関心を高めます。
- (4) 公民館やつどいの広場、放課後児童クラブ（学童保育）等、子どもたちの身近な場所への図書の設置・充実に努めます。

基本方針5：学びを支える環境をつくる

【施策5-1】 教職員の人材育成

① 方針

- (1) 研修、校内OJT、同僚性の構築、育成評価システムの活用等による若手教員、中堅教員の育成
- (2) 課題に応じた研修の実施

② 主な事業や今後の取組

- (1) 業務の精選と効率化、効果的な職務の遂行に向けた教職員の意識を高め、子どもと向き合う時間を確保するとともに、校内OJTを推進し、人材育成を図ります。
- (2) 学校園が実態や教育課題に応じた研修を実施することができるように、学校園の要請に応じて校（園）内研修に指導主事を派遣したり、情報を積極的に提供したりする等の支援を行います。
- (3) 人事評価制度や人事考課制度を人材育成に活用できるように、研修や校園長会・教頭会を通じて管理職の意識を高めます。
- (4) 年間を通じたコンプライアンス研修の確実な実施と新採用に向けた研修で、教育公務員としての意識を高めます。

【施策5-2】 各校園連携の推進

① 方針

- (1) 異校種の教育内容の理解促進と連携の推進
- (2) 交流活動や合同研修による子どもの円滑な接続の推進

② 主な事業や今後の取組

- (1) 合同研修の中でも実際の授業や保育を見て協議をする「サテライト研修」への参加を推進し、教員・保育士が異校種の教育内容の理解を深めることができますようにします。
- (2) 保・こ・幼・小・義務教育学校の関係者が連携し、5歳児から小・義務教育学校1年生の接続期を一体的に捉え、カリキュラム・教育方法の充実・改善を図り、円滑な接続を推進します。
- (3) 保・こ・幼・小・中・義務教育学校の15年間で子どもを育てる意識をもち、企画運営会議を実施し、共通の課題への取組や交流活動の充実・改善を図り、各中学校ブロック・昭和五つ星学園での連携を推進します。

【施策5-3】 社会福祉協議会・大学等関係機関との連携強化

① 方針

- (1) 子どもへの相談・支援体制の充実のため、福祉専門機関との連携を強化
- (2) 専門的な知見や資源を子どもの学習活動に取り入れるため、大学等関係機関との連携を強化
- (3) 総社市学習等支援教室「ワンステップ」の充実

② 主な事業や今後の取組

- (1) 子どもが抱える問題の早期発見・早期対応のため、子どもの心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、福祉の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実を図り、社会福祉協議会や児童相談所等の関係機関・団体との連携強化に努めます。
- (2) アンケートや学校生活における観察等により、ヤングケアラーの疑いがある児童生徒を把握するとともに、寄り添い、適切な支援を行うため、福祉専門機関等との連携強化に努めます。
- (3) 大学等の持つ専門的な知見や資源を子どもの学習活動へ取り入れるため、大学等関係機関との連携を強化します。
- (4) 総社市学習等支援教室「ワンステップ」と連携して、高校進学を希望する生活困窮世帯の子どもへの学習支援を推進し、学習意欲・高校進学促進及び高校中退の防止を図ります。

【施策5-4】 教育施設等の整備

① 方針

安全・安心で快適・衛生的な学びの施設の整備

② 主な事業や今後の取組

- (1) 学校教育施設・社会教育施設の適切な維持管理に努め、教育環境の充実・施設のバリアフリー化を推進します。
- (2) 全ての特別教室への空調設備設置に努めます。
- (3) 地震等の災害発生時に子どもの安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、施設の非構造部材の耐震化やバリアフリートイレの設置に努めます。
- (4) 安全・安心な通学路の確保に努め、子どもを交通事故や犯罪から守ります。

【施策5-5】 部活動改革の推進

① 方針

- (1) スポーツ・文化芸術関連団体と事務局組織との連携
- (2) 指導者の人材確保と研修による資質向上

② 主な事業や今後の取組

- (1) 部活動について、学校と地域が連携し、地域全体で休日のスポーツ・文化芸術活動を支えることで、今後は平日の放課後も含めて、新たな価値観の創出と、より豊かで幅広い活動の実現を目指します。
- (2) 学校、スポーツ・文化芸術関連部署、スポーツ・文化芸術関連団体、企業、大学等との連携を図り、より広範的な視点での見直しや新たな取り組みによって、地域展開及び地域連携(以下「地域展開等」という。)による部活動改革を推進します。
- (3) 指導者の人材を確保するとともに、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に努めます。
- (4) 専門性や資質を有する指導者の資質向上のための研修の実施に努めます。

- (5) 生徒や保護者に混乱がなくスムーズに地域展開等ができるよう情報発信を行うとともに、体制の整備を進めます。

【施策5－6】 待機児童ゼロに向けた教育保育の充実

① 方針

子育てをしやすい保育園，幼稚園，認定こども園の環境づくりや就学前教育・保育の充実を図り，「子育て王国そうじゃ」を深化させる。

② 主な事業や今後の取組

- (1) 民間保育所（令和8年度に小規模保育事業所，令和9年度に認可保育所を開所予定）の設置を進めていきます。
- (2) 幼稚園において，預かり保育の実施，幼児教育の質の向上など魅力化を推進し，受け入れを拡大します。
- (3) 民間保育所の施設整備を助成する際に受け入れの増員を検討します。
- (4) 保育士等の確保に向けた方策を継続していきます。
- (5) 特例保育施設（認可外保育施設）への助成により，施設の保育環境の改善等を図ります。
- (6) 放課後児童クラブの支援員の確保に向けて「広報そうじゃ」での募集や小中義務教育学校の会計年度任用職員への声掛けを一層推進していきます。
- (7) 放課後児童クラブのニーズに応じた研修を定期的実施し，子どもたちのよりよい成長につながるよう，支援員の資質向上に努めます。